

第26回北斗市農業委員会総会議事録

令和3年 4月27日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和3年 4月27日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 10名) (欠席 4名)	1番	澤 田 亨	欠席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	欠席
	3番	岡 村 栄士	欠席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	欠席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第26回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和3年 4月27日 午後 1時28分

- | | | |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について | （報告第1号） |
| 日程第 4 | 農地法第3条の規定による届出について | （報告第2号） |
| 日程第 5 | 農地法第5条の規定による届出について | （報告第3号） |
| 日程第 6 | 土地の現況証明書の交付について | （議案第1号） |
| 日程第 7 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | （議案第2号） |
| 日程第 8 | 農地法第3条の規定による許可申請について | （議案第3号） |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | （議案第4号） |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について | （議案第5号） |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について | （議案第6号） |
| 日程第12 | 農地移動適正化あっせんの申出について | （議案第7号） |
| 日程第13 | 土地の現況証明調査委員の指名について | （議案第8号） |

第 2 6 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 3 年 4 月 2 7 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
2	報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	2 件
3	報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出について	会長	報告済	1 件
4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1 1 件
5	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	9 件
6	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	3 件
7	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	6 件
8	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	1 5 件
9	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	2 件
1 0	議案第 7 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	5 件
1 1	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第26回北斗市農業委員会総会

(午後 1時28分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>ちょっと時間が早いのですが、全員揃っているということで開会させていただきます。</p> <p>本日は、第26回農業委員会総会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>天気が良くて、明日の夜からちょっと下り坂というような予報がございますけれども、水田農家、畑作農家ともに仕込みの準備が忙しい時期でございます。今日、出席の委員さんも天気を気にしていることと思われまふ。農作業のほう、十分注意していただきたいと思ひます。</p> <p>まだコロナが騒がれております。人数も大分増えまして、やはり大都会は心配する事態で、最近ちょっと函館のほうも増えているような状況です。北斗市も75歳以上の方にワクチン接種の通知があったそうでございます。その75歳以上が終わる分のワクチンが供給されて、次に65歳以上の方に連絡が来てワクチン接種が始まるということで、最初の予定よりも大分遅くなるというような話がございます。以上、報告したいと思ひます。</p> <p>皆さん、農作業、または外出等につきましても十分注意していただきたいと思ひます。今回の騒がれているコロナは、若い人もかかって死亡するリスクが大きいということで、世の中は厳しい状態ですけれども、野菜づくりもちゃんとした仕込みをして生活につながなければならないということで、十分体調に注意して農作業のほうを進めていただきたいと思ひます。</p> <p>もう、農業委員の任期3年も最終の一年となりました。終わりましたから、時期改選期のシナリオ等のお話をする会議がございますので、そういうのが決まりましたら、また皆さんに通知して進めてまいりたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、報告3件、議案8件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>1番澤田委員、3番岡村委員、5番時田委員及び9番中川委員より欠席の届出がありました。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p> <p>直ちに日程に入ります。</p>

<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号4番落合修委員の兩名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3 議長</p> <p>議長</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第3 報告第1号「土地の現況証明書（専決事項）の交付について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 本件に関しましては、浜分小学校より東側の土地で、地目変更するため、このたび現況証明願いが出されたものでございます。 この土地につきましては、平成28年6月に農地法第4条の規定による許可を受けた土地でありまして、現況が転用目的に供した土地であると認められることから、北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領第8条第1項第2号の規定により専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。</p> <p>番号1につきましては、日建片桐リース(株)函館支店より東側の農地でございます。番号2につきましては、野崎霊園より北東側などの農地ございまして、これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>なお、番号2のうち清川の3筆につきましては、この後の議案第4号(所有権移転)の決定において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5 議 長	<p>日程第5 報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第5条第1項第7号の規定により農業委員会に届け出ることとなっております。</p> <p>本件に関しましては、北斗消防署北分署より南西側の農地で、一般住宅建築のため転用の届け出があったものでありまして、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第6 議 長	<p>日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号11までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、山本正人委員より報告をお願いいたします。
山本委員	<p>それでは、報告します。</p> <p>調査年月日は、令和3年4月12日。調査委員は、中川委員、吉田委員、笠原委員と私、山本の4名と事務局の2名です。</p> <p>調査委員の意見としまして、番号1は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定します。番号2に関しては、前件と同様の意見となります。番号3に関しては、申請のとおり畑として利用されており、農地(畑)と認定します。番号4に関しては、申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定します。番号5は、申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定します。番号6から10までは、前件と同様の意見となります。最後に、番号11に関しては、申請のとおり畑として利用されており、農地(畑)と認定します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
山田委員	<p>12番山田委員。</p> <p>番号3について、ちょっとお聞きします。</p> <p>この地区名、これすべて田ですよ。4月12日に調査したということなんですけども、渡島平野土地改良区の精算金はいつ頃完納したのか。</p>
議 長	事務局佐藤主任。
佐藤主任	<p>山田委員の御質問にお答えいたします。</p> <p>この番号3の案件につきましては、事前に渡島平野土地改良区のほうとお話をさせていただいておりまして、所有者の方と農業委員会、そして渡島平野土地改良区と現況調査が終わり次第精算に入るというような流れで進めておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	12番山田委員。

山田委員	<p>ということは、まだ精算が済んでいないということでしょう。そうしたら、かけられないんでないの。</p>
議 長	<p>10番吉田委員。</p>
吉田委員	<p>畑に転用して、決裁金を払うのは、あくまでも農業委員会で議決をもらってからの話なので、これが終わってから決裁金の作業、そういう流れになります。先に、決裁金のほうをやるわけにはいかないんです。 まず、農業委員会から承認をもらってからになります。</p>
議 長	<p>12番山田委員。</p>
山田委員	<p>吉田委員の説明でわかりました、納得しました。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号9までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 なお、番号2及び番号3につきましては、この後の議案第5号(賃貸借)の決定。番号4につきましては、議案第4号(所有権移転)の決定。番号8につきましては、議案第7号(あっせんの申出)においてそれぞれ御審議いただく予定となっております。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>

<p>日程第8 議 長</p>	<p>日程第8 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p>
	<p>番号1につきましては、中央開発会館より東側の農地で、所有する農地を息子さんに使用貸借するものでございます。番号2につきましては、北斗市公民館より東側の農地で、近接する農地を耕作している方へ売買するものでございます。番号3につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地で所有する農地を息子さんに使用貸借するものでございます。</p>
	<p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第9 議 長</p>	<p>日程第9 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。</p>
	<p>番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
	<p>御説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>番号1につきましては、JR北海道新函館変電所より南東側の農地でございます。令和2年4月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号2につきましては、大野リバーサイドゴルフ練習場より西側の農地でございます。令和3年2月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号3につきましては、大工川会館より南側の農地でございます。近接する土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号4につきましては、大工川会館より北西側の農地でございます。令和元年5月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号5につきましては、先ほどの議案第2</p>

	<p>号番号4において御審議いただきました複合型施設いなほより東側の農地でございます、近接する農地を耕作する方へ売買するもの でございます。番号6につきましては、先ほどの報告第2号番号2 において御審議いただきました野崎霊園より北東側などの農地でご ございまして、平成31年4月よりこの土地を耕作してきました方へ 売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規 定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について」を議題と いたします。</p> <p>番号1から番号15までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p>
	<p>番号1につきましては、東開発会館より南東の農地で、労働力不 足のため近接地を耕作する方へ貸すものがございます。番号2及び 番号3につきましては、先ほどの議案第2号において御審議いた だきました新函館北斗駅より南側、白川第1回会館より北東側の農地 で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものござい ます。番号4につきましては、松岡満運輸(株)函館支店より北側の農地 で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものござい ます。番号5につきましては、大野農業高等学校グラウンドより南側の農地 で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものござい ます。番号6につきましては、ケアハウスそよかぜより西側の農地で、 労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものござい ます。</p> <p>なお、番号7から番号15までにつきましては、継続で引き続き 賃貸借するものですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。</p>
	<p>12番山田委員</p>
山田委員	<p>この2番、3番について、2号議案にも出ていましたよね。この 理由は、第三者へ貸し付けるためですよね。これ、個人名さんから</p>

	<p>個人名さんになっていますけども、これ何で替えなきゃいけなかったのか。要するに、耕作が雑だったのか、それとも個人名さんがどうしてもほしいという感じだったのか、何で借りたのかその理由をお聞かせください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局佐藤主任。</p>
<p>佐藤主任</p>	<p>山田委員の御質問にお答えいたします。 借りられていました個人名さんにつきましては、今年の3月まで経営面積の拡大という目標が補助事業の関係でありまして、土地の現状維持というかそういったところを目標に頑張っていらっしゃいましたが、今年の4月以降からそういった要件とかがなくなりまして、達成ということでなくなったんですけども。個人名さんはいろんなところに土地が点在しておりまして、この地区名だとか地区名はなるべく規模縮小と言いますか、そういったところは手を放したいというお話を伺っておりまして、その中でこの近くを耕作する個人名さんのほうが、この場所なら借りれますということでお声を掛けてくださったため、こういった形で合意解約、そして新規賃貸借という形になったところでもあります。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 2 番山田委員</p>
<p>山田委員</p>	<p>そうしたら、個人名さんは規模を縮小するというふうに認識してもいいですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局佐藤主任。</p>
<p>佐藤主任</p>	<p>お答えいたします。 個人名さんにつきましては、前の議案だとかにもございましたとおり、合意解約だとかで規模縮小という形を徐々にとっておりまして、規模拡大ということは今のところ考えていないということ聞いておりました。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 2 番山田委員</p>
<p>山田委員</p>	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 1 1 議 長</p>	<p>日程第 1 1 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。 番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、一本木稻荷神社より南東側の農地などで、引き続き3年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号2につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より南東側の農地で、引き続き1年の期間を設定し使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第12 議 長</p>	<p>日程第12 議案第7号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号1につきましては、議席番号9番中川哲委員、議席番号12番山田長政委員、補助委員として齊藤介男推進委員を。番号2につきましては、議席番号5番時田孝喜委員、議席番号13番椛澤健一委員、補助委員として高橋俊博推進委員を。番号3につきましては、議席番号5番時田孝喜委員、議席番号8番佐々木敬子委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号4及び番号5につきましては、議席番号4番落合修委員、議席番号13番椛澤健一委員、補助委員として大山正志推進委員を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p> <p>あっせん委員に指名された方は、よろしく願います。</p>
<p>日程第13 議 長</p>	<p>日程第13 議案第8号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長

朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。
議席番号1番澤田亨委員、議席番号6番加藤隆委員、議席番号1
2番山田長政委員、議席番号13番椛澤健一委員の、以上4名を指
名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。
以上で、本日の全日程を終了いたしました。
これをもちまして、第26回北斗市農業委員会総会を閉会いたし
ます。
御苦労様でございました。

(午後 2時18分 閉会)

会長(議長) 和田 勝 雄

署名委員 佐々木 秀 樹

〃 落 合 修